

2017年4月27日

制定

(1)客員所員(人文社会学研究所規程第8条の該当者)

- 1) 所員が専任教員を退職するに際し、客員所員への任命を希望する場合は、申請書を人文社会学研究所へ提出する。
- 2) 任期は3年以内とする。
- 3) 再任を希望する場合は、改めて申請書を提出する。
- 4) 科学研究費その他外部研究資金への応募を認める。

(2)研究員(人文社会学研究所第9条の該当者)

- 1) 研究員は、所員と共同研究を行う。
- 2) 共同研究は、原則として、人文社会学研究所のプロジェクト・研究会、科学研究費その他外部研究資金によって遂行されるものとする。
- 3) 研究員への任命希望者は、申請書・履歴書・業績一覧と研究成果刊行物・推薦状を、人文社会学研究所へ提出する。
- 4) 推薦者は所員2名とし、うち1名は共同研究を行う予定の所員とする。
- 5) 任期は当該共同研究の実施期間とする。ただし、当該共同研究の実施期間が3年を超える場合は、3年ごとに任命に関する手続きをとらなければならない。
- 6) 研究員は、人文社会学研究所の刊行物に執筆・投稿することができる。

(3)補助研究員(人文社会学研究所規程第10条の該当者)

- 1) 補助研究員は、所員の指導を受けて研究を行う。
- 2) 補助研究員は、原則として愛知大学の卒業生とする。
- 3) 補助研究員への任命希望者は、申請書・履歴書・研究業績があればその一覧と研究成果刊行物・推薦状を、人文社会学研究所へ提出する。
- 4) 推薦者は所員2名とし、うち1名は研究指導を受ける予定の所員とする。
- 5) 任期は3年以内とする。ただし、任期中に人文社会学研究所の刊行物に執筆・投稿があれば再任を妨げない。
- 6) 任期終了時に研究報告書を人文社会学研究所へ提出する。
- 7) 補助研究員は、指導所員による校閲を経ることを条件として、人文社会学研究所の刊行物に執筆・投稿することができる。

附:2017年度所員会議において承認。

この要領は、2017年4月27日から施行する。